

マロニエオーナー様の利用について

(目的)

マロニエメンバーは、
ランドマークゴルフ練習場をランドマークメンバー扱いとする。

(利用施設・場所)

ランドマーク桃花台ゴルフクラブ
〒485-0805 愛知県小牧市林字西山 1906-3

(利用制限・利用開始日)

個人・法人の記名式オーナー・サブオーナー本人のみ利用。
利用開始は令和2年4月1日とする。

(利用方法及び支払い方法)

- ①利用に際しては、マロニエ会員証を提出し会員番号・名前・住所を記載し利用する。
- ②利用に際しては、ランドマークメンバー規定を遵守する。
- ③支払いは、施設での精算とし現金若しくはクレジットカード等での支払いとする。

(更新料・ポイント制)

1年後の更新料金は免除とする。
ランドマークポイントに際しては付与しない。